

喜界町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成28年12月22日（木）
午後 4時30分～午後 5時00分
2. 開催場所：役場内会議室
3. 出席委員：（12名）
4. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第 36号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第 37号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について
 - 報告第 10号 農家基本台帳新規搭載について
5. 農業委員会事務局出席職員（3名）

6. 会議の概要

発言者	発言内容
事務局	<p>ただ今から平成28年第12回定期総会を開会いたします。 はじめに会長よりご挨拶お願いいたします。</p>
会長	<p>【皆さんそれぞれお忙しい中、定例会にご出会いただきありがとうございます。早いもので今年も残すところあとわずかとなりました。皆様方におかれましては平素よりそれぞれの地域でご尽力いただき感謝申し上げます。それでは早速お手元の資料に基づきご審議の方をよろしくお願いいたします。】</p>
事務局	<p>それでは会を進めて参りたいと思います。出席委員は12名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。喜界町農業委員会会議規則第4条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。喜界町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、6番、7番にお願いいたします。 なお、会議書記には事務局職員の庶務係を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは、日程第2の議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。事務局の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回の農地法第3条の許可申請は、議案9件でございます。まず、議案第36号は全て所有権の移転に関する件でございます。</p> <p>【議案第36号、受付番号1から9を議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>受付番号1から9までは、添付の審議内容にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当いたしませんので、許可要件の全てを満たすものと判断いたします。</p> <p>以上で議案の朗読並びに説明を終わります。</p>

発言者	発言内容
議長	<p>ただいま朗読がありました議案書の内容に関しまして、それぞれの地区の担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p>
6番	<p>1番、2番については譲渡人が夫婦で関連がありますのでまとめて説明いたします。確認したところ、譲渡人は規模縮小するということで譲受人へ売買の話を持ちかけたようです。譲受人は、譲渡人から売買の話を持ちかけられて買い受けたとのことでした。以上です。</p>
1番	<p>3番について確認いたしましたので報告いたします。申請地は譲渡人の祖母の代に譲受人の父へ譲ったという経緯があります。それが現在に至るまで登記がなされていなかったため今回の申請となったようです。何ら問題無いと思われれます。以上です。</p>
議長	<p>受付番号4番につきましては、事務局長が申請人になっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>(事務局長 退席)</p>
2番	<p>4番について確認いたしましたので説明いたします。</p> <p>譲渡人と譲受人は親戚関係です。譲渡人は今後帰島の予定が無いいため財産処分ということで売り渡したようです。譲受人は譲渡人からの要望により買い受けたようです。現在耕作は別の親戚が行っておりますが、譲受人は積極的に営農に励んでおりますので問題無いと思われれます。以上です。</p> <p>説明終了後(事務局長 入室・着席)</p>
5番	<p>5番について説明いたします。譲渡人は、譲受人のおじにあたります。</p> <p>譲渡人は、高齢ということもあり帰島し農業する予定は無いため贈与したようです。譲受人は、現在申請地を小作しており規模拡大のため譲り受けに応じたということでした。以上です。</p>
2番	<p>6番、7番につきましては譲渡人同士が夫婦で譲受人が同一のためまとめて説明いたします。譲受人は譲渡人の長男です。両譲渡人とも高齢であるため元気なうちに贈与したいということで今回の申請となったようです。以上です。</p>

7番	8番について確認いたしましたので、説明いたします。譲受人は譲渡人の娘にあたります。譲渡人によると、島に居住している娘に畑を贈与したいということで以前から親子間で話し合っていたようです。譲受人も営農に励んでおりますので何ら問題無いと思われれます。以上です。
7番	9番について確認いたしましたので説明いたします。譲渡人は元気ですが高齢のため今後農業はしないということで譲受人へ話を持ちかけたようです。譲受人は規模拡大を図るため意欲的に農業に励んでおります。今回、譲渡人より要望があり買い受けたとのことです。何ら問題無いと思われれます。以上です。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。 【質問、意見なし】
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第36号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、議案第36号は原案の通り決定いたしました。

発言者	発言内容
議長	次に、議案第37号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	<p>今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、35件でございます。全て中間管理事業による利用権設定となります。</p> <p>第37号の議案書をご覧ください。喜界町より平成28年12月28日付けで農用地利用集積計画（案）の決定を求められています。</p> <p>賃貸借権の設定が27件と使用貸借権が8件です。 面積は、合計279,952㎡です。</p> <p>【議案第37号、計画番号22番から56番の農用地利用集積計画（案）について議案書をもとに説明】</p> <p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。 ご質問ご意見等はございますか。</p> <p>【質問、意見なし】</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。それでは、計画番号22番から56番につきまして採決いたします。議案第37号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第37号は原案のとおり決定いたしました。</p>

発言者	発言内容
議長	<p>次に報告事項に入ります。報告第10号の「農家台帳新規登載について」 ですが、報告事項の朗読と説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告第10号「農家台帳新規登載報告書」の件数は1件でございました。 いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備いたしておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの報告第10号につきまして、発言等のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【発言等なし】</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、以上で報告第10号を終わります。</p>

発言者	発言内容
事務局	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、これをもって平成28年第12回喜界町農業委員会総会を閉会いたします。

上記の議事録については、正確を記するため記名押印をする。

議事録署名委員 大喜 智夫

議事録署名委員 澄岡 美和子